

信認金の取扱いの変更について

平成 17 年 10 月 26 日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所の取引参加者規程においては、取引参加者が持株会社制度への移行などの組織再編や外国証券会社が国内法人化を行うときであって、その前後において証券会社としての実態に差異が生じない場合、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合であっても、制度上は取引資格の喪失及び取得に該当することから、既に預託している信認金とは別に、資格取得に伴って新たに信認金を預託しなければならず、既存の信認金が返還されるまでの間¹、重複して預託を求めることとなり、取引参加者にとって財務的な負担となっている。

このことを受け、取引参加者の財務的負担の軽減を図るため、信認金に係る取扱いを見直すこととする。

2. 改正概要

持株会社制度導入や外国証券会社の国内法人化等により、取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得するときであって、その前後で証券会社としての実態に差異がないと当取引所が認める場合²、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合における信認金の取扱いについては、取引資格喪失申請者が現に預託を行っている信認金について、取引資格取得申請者が預託すべき信認金に充当できることとする。

3. 実施時期

平成 17 年 12 月を目処に実施する。

以 上

¹ 信認金は資格喪失後 6 か月後に返還される。

² 承継する営業に係る資産等、証券業務の範囲、当取引所への注文執行体制、リスク管理等の社内管理体制等が同等であると当取引所が認める場合とする。